福祉推進員活動の手引き

しあわせ
くらしの
ふだんの

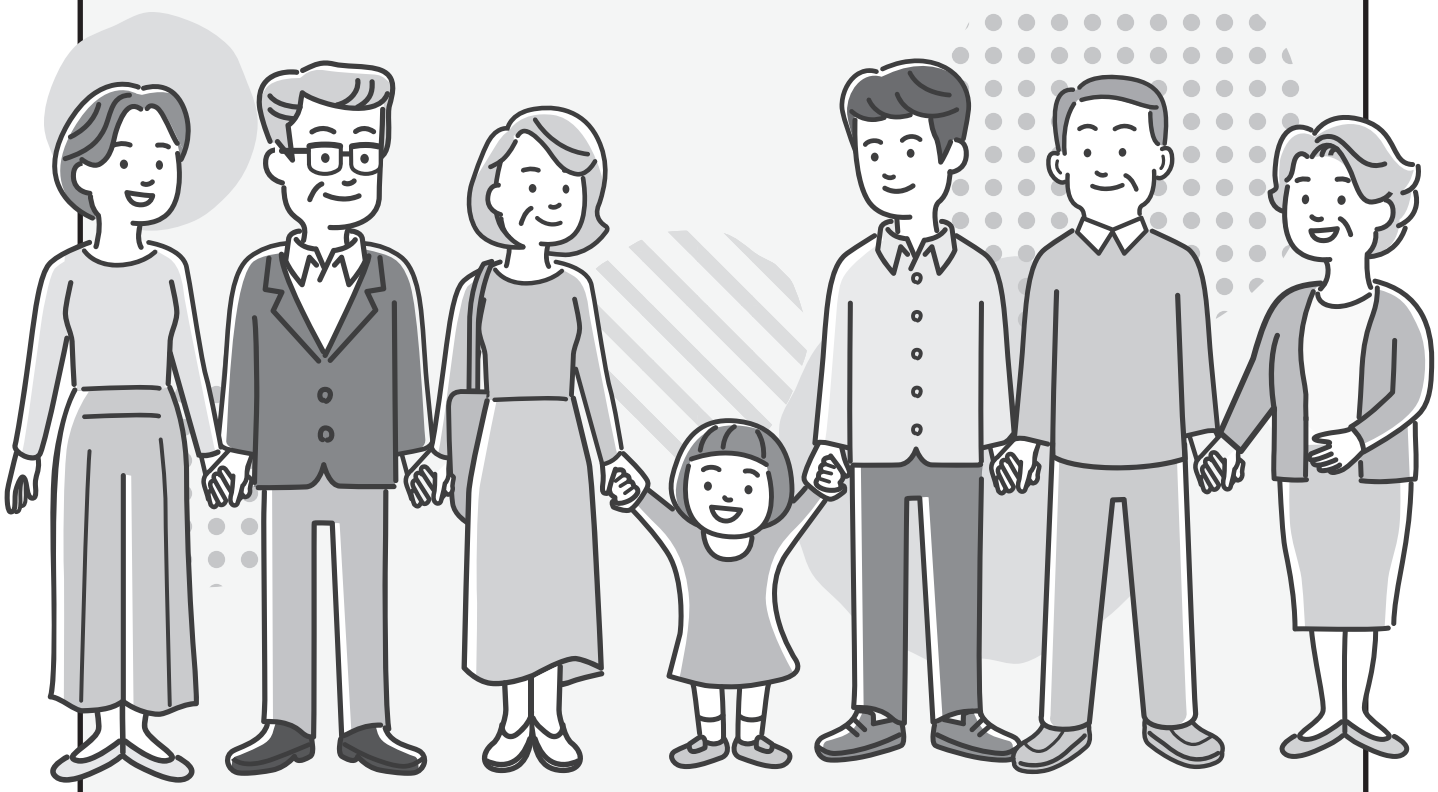

松江市福祉推進員代表者会
松江市社会福祉協議会地域福祉課

福祉推進員の手引き

目次

1 はじめに

2 福祉推進員とは

3 福祉推進員の役割
つながる
見守る
知らせる

4 活動される上で大切なこと

5 Q&A

6 松江市福祉推進員設置要綱

参考資料 ご近所見守りチェックリスト
なごやか寄り合い事業 支えあいシート
福祉推進員ふれあいカード

編集・発行

1 はじめに ～なぜ福祉推進員が必要なの？～

● 福祉推進員が必要とされる背景

“人口減少”、“少子高齢化”、“単身世帯”、“地縁の希薄化”、これらの要因が生み出す現代の課題が「**社会的孤立**」です。現在わが国では困りごとを抱えたときに家族にも地域にも頼ることができない人が増えており、ここ松江も例外ではありません。

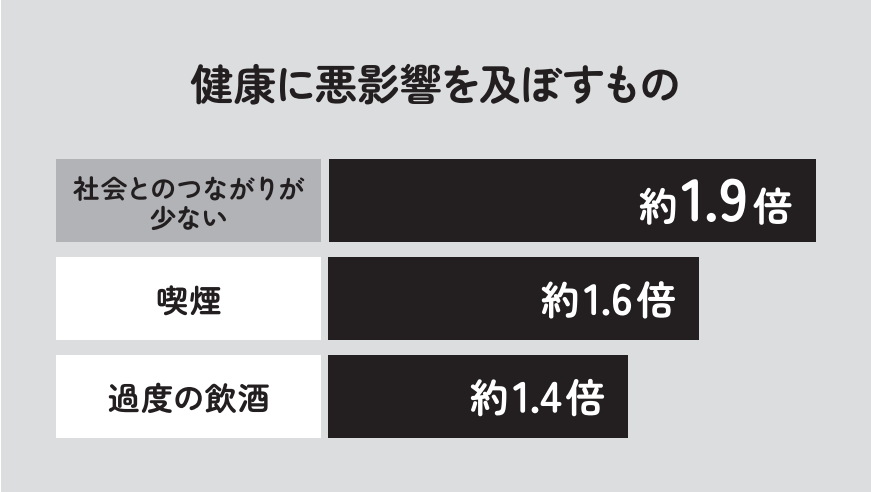

図：julianne holt-lunstad(2015)をもとに作成

ある研究によると、「孤立」はタバコを吸ったりお酒を飲んだりするよりも健康に悪影響を及ぼすと指摘されています。

● 福祉推進員の役割～ご近所だからできること～

社会的孤立を防ぐために「**つながりづくり**」が大切です。人と人とがつながる地域を作ること、そして見守り活動を行うなかで困りごとを抱えた人を民生児童委員、松江市社協などへ知らせる福祉推進員の役割が必要となります。

つながりづくりは行政や社会福祉協議会だけでは決して成しえません。隣近所に住む福祉推進員だからできることがあります。これまでより少しだけ、隣近所や地域に目を向けてみてください。

2 福祉推進員とは

(1) 福祉推進員(組織)が生み出すもの

地域での福祉活動は、リーダーがいるだけでは活動に取り組むことも、その輪を広げていくことにも大変な困難をともないます。地域の役職の方々やボランティアさんの「個人の親切な活動」を「安定・継続した活動」にするのが福祉推進員(組織)です。

みんなのチカラを持ち寄る効果

1. 活動を無理なく継続的に行うことができる
2. 仲間と話し合うことで、効果的な活動を相談できる
3. 必要な情報を共有することでスムーズな対応ができる
4. 個人的な問題を、地域全体の問題として広く捉えることができる
5. 制度の改善やまちづくりのための発言の場ができる

(2) 組織体制

福祉推進員は昭和６３年に設立され、松江市の地域での福祉活動の基盤をつくってきました。
現在、松江市内では約１，６００名の福祉推進員が活躍しています。
代表者会は、各地区社協エリアから1人ずつ代表が集まり２９名で構成されています。また、各ブロックには幹事がいます。

松江市社協と連携し、活動しやすくなるための環境づくりをしています

福祉推進員代表者会(２９名)

松東ブロック幹事	中央ブロック幹事	松北ブロック幹事	松南ブロック幹事	湖南ブロック幹事
川津・朝酌 持田・本庄 島根・美保関 八束	城西・城北 城東・白潟 雑賀・朝日	法吉・生馬 古江・秋鹿 大野・鹿島	津田・古志原 大庭 竹矢・八雲 東出雲	乃木・忌部 玉湯・宍道

つながる

福祉推進員活動では、自治会長や民生児童委員など、地域の関係者や住民の方と「つながる」ことが欠かせません。また、福祉推進員と関係機関（松江市社協等）がつながり、様々な情報を共有することで、課題を解決できる場合もあります。みんなで支え合う地域づくりを協働で進めていきましょう。どのように進めたらいいかわからない場合は、お気軽にコミュニティソーシャルワーカー（松江市社協地区担当）にお声がけください。

～つながりづくり～

なごやか寄り合いなどのサロンの活動

サロン等に参加し、地域の方とつながりましょう

日々の生活、ご近所付き合い

・友愛訪問
・普段の暮らしのなかで無理のない範囲での見守り

関係機関との連携

ひとりで抱え込まず、地区社協・公民館・民生児童委員や松江市社協等多くの機関とつながりましょう。

活動者の声

・活動を通して、地域に知り合いが増え、自分の住む地域を見直すきっかけになりました。

・はじめは、何をしたらいいか分からなかったけど、地区社協の研修に参加して周囲との関係づくりができて楽になりました。また、活動を通して福祉のことを学んでいたおかげで、自分の母親の介護の時に助かりました。

・民生児童委員さんや地区社協の方々と一緒に活動することで抱え込まないことが大切だと思います。自分のこれから「行く道」だと思い、安心して暮らせる地域になるよう活動しています。

見守る

福祉推進員は、なごやか寄り合いや自治会などの集まり、近所の立ち話など、普段の暮らしのなかで、ご近所の方々を見守りましょう。
一人で抱え込まず、民生児童委員や関係機関とも相談しながら見守っていきましょう。

● たとえばこんなポイントで・・・

- ✓ 最近なごやか寄り合いや自治会など地域の集まりに参加されなくなった

- ✓ 大きな病気をした最近目立ってやせてきた

- ✓ 最近配偶者や家族が亡くなった

- ✓ 最近、家の電気がついていない

- ✓ 一人で介護や育児をしている

- ✓ お隣にセールスマンが頻繁に出入りしているようだ

- ✓ 登校時間に姿が見えない

- ✓ いつも同じ服を着ている季節に合った服を着ていない

ゴミ出し時など外で出会ったとき、
配布物や回覧版を回すときなどに、声をかけてみましょう

知らせる

今日の福祉課題は複雑化・多様化し、分かりづらくなっています。見守るなかで、ご近所の方の「気になる」変化や小さなSOSを、本人の了解を得て、民生児童委員、専門機関（行政、松江市社協【ふくしなんでも相談】、地域包括支援センター等）に知らせ（相談）しましょう。

● あなたのまちの公民館・地区社会福祉協議会

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 公民館・地区社協

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ FAX＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

● あなたのまちの民生児童委員・自治会長など

民生児童委員 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自治会・町内会長 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

あなたのまちの ふくしなんでも相談所

松江市社会福祉協議会

担当公民館区	機関・部署名	電話
	松江市社会福祉協議会	0852-22-7830
川津・朝酌・持田・本庄・島根・美保関・八束	松東地域包括支援センター	0852-24-1810
	松東地域包括支援センターサテライト	0852-72-9355
城西・城北・城東・白潟・雑賀・朝日	中央地域包括支援センター	0852-24-6878
法吉・生馬・古江・秋鹿・大野・鹿島	松北地域包括支援センター	0852-82-3160
津田・古志原・大庭	松南第1地域包括支援センター	0852-60-0783
竹矢・八雲・東出雲	松南第2地域包括支援センター	0852-52-9570
乃木・忌部・玉湯・宍道	湖南地域包括支援センター	0852-24-1830
	湖南地域包括支援センターサテライト	0852-66-9355

（ふくしなんでも相談窓口・連携薬局）　R7.3月現在

住所地ブロック	事業所名	電話
松東	本庄保育所	0852-34-0524
	マリン保育所	0852-85-2064
	野波保育所	0852-85-2346
	アイン薬局　松江西川津店	0852-59-3700
	アイン薬局　松江学園店	0852-27-4193
	サンアイ薬局	0852-76-3431
中央	くらしと地域を結ぶカラフル大輪町	0852-67-1008
	ライトハウスライブラリー	0852-24-8169
	さいかまち薬局	0852-67-5867
松北	恵曇保育所	0852-82-2093
	法吉保育所	0852-21-0307
	みずうみ法人本部　公益推進・広報室	0852-33-7549
	みずうみ支援センター	0852-27-8816
	みずうみ保育園	0852-24-2525
	相談支援事業所　山の花	0852-31-8087
	地域密着型サービス事業所　あさひ乃苑	0852-61-1154
	特別養護老人ホーム　明翔苑	0852-36-3010
	アイン薬局　松江春日店	0852-67-1193
	さくら薬局　黒田店	0852-27-2331
松南第1	厚生センター	0852-24-4875
	児童養護施設　双樹学院	0852-21-5794
	特別養護老人ホーム　津田の里	0852-28-1950
	アイアイ薬局	0852-55-6131
松南第2	共同生活援助事業所　わこう苑	0852-52-7333
	特別養護老人ホーム　東寿苑	0852-52-3330
	さくら薬局　古志原店	0852-25-2325
	さくら薬局　東出雲店	0852-53-0543
湖南	障がい者支援施設　しののめ寮	0852-66-7772
	特別養護老人ホーム　ゆめハウス	0852-66-3012
	くれよん薬局	0852-67-3904

4 活動される上で大切なこと

● 無理しないで継続的な活動を心がけましょう！

日常生活の中で、無理なく続けられることから取り組みましょう。

● 相手の気持ちを大切にしましょう！

相手の立場になり、気持ちを考えることは難しいことです。聞き上手になって、相手の意思や気持ちを確認して活動しましょう。また、活動の中で約束したことは、きちんと守りましょう。

● 自分ひとりで抱え込まないようにしましょう！

自分ひとりで対応できない場合は、民生児童委員や専門機関（松江市社協や行政など）に相談しましょう。その時には、相手の同意を得て相談しましょう。

● お住まいの地区の見守り・助け合い活動へ連携・協力ください

福祉推進員の活動は、様々な関係機関等と連携・協力することが欠かせません。身近な地区社会福祉協議会、民生児童委員、自治会等との連携・協力が大切です。
これにより、地域の見守りの輪がひろがり、地域に根ざした活動となります。

● 個人情報に配慮しましょう！

活動において知りえた情報は、外部に漏らしてはいけません。福祉推進員も地域住民のひとりとして、お互いの信頼関係を大切にしましょう。
支援の上で情報提供が必要な場合は、ご本人の了解を得て、必要な人のみに提供しましょう。

プライバシー（個人情報）の例

- ▶ 現住所、電話番号、年齢、生年月日
- ▶ 年収、資産、納税額などの財産
- ▶ 家族や親戚など家庭内生活のこと
- ▶ 支持政党や宗教などの主義主張
- ▶ 病歴や心身の障がい状況など
- ▶ 学歴、職歴、結婚歴、離婚歴など
- ▶ 生活保護など公的扶助の受給歴
- ▶ 刑事、民事違反

緊急の際には

相手の生命や身体に危険があると思われる場合は、専門機関に相談してください。

4 活動される上で大切なこと

●「福祉推進員活動証」を携行しましょう！

活動証があることで、福祉推進員として活動していることが相手にもわかりますので安心感につながります。また、訪問時に不在だった方に訪問したことを伝えたり、会の開催予定などお伝えしたいことがある時に、「福祉推進員ふれあいカード」をご活用ください。

● 交代時の引継ぎは大切！本人や家族から了解を取りましょう

支援を途切れることなく行うためには、退任福祉推進員から新任福祉推進員に情報を引き継ぐことが必要となります。事前に、見守り相手やその家族に「引き継ぎをしてよいか」を相談し、了解を得たうえで引き継ぎましょう。
また、福祉推進員として行った活動内容、やりがいや喜びなども伝えることで、新任福祉推進員の意欲や積極的な活動につながります。ぜひ、ご協力をお願いします。

引き継ぎ情報（例）

- ✓ 見守り情報（対象者の状況・緊急時の連絡先など）
- ✓ 困った時の相談先
- ✓ 民生児童委員（担当地区）
- ✓ 活動に協力いただける個人・機関・団体
- ✓ 地域の特徴（危険箇所など）
- ✓ 福祉推進員活動証

等を後任に引き継ぐ

● 福祉推進員選任の人数等は地域の実情にあわせて柔軟に！

松江市福祉推進員設置要綱では「推進員は各町内会（自治会）に1名以上とし…」とあります。自治会のなかには見守りの状況にあわせ、複数名選任しているところもあります。地域の実情に応じて柔軟に考え、継続的な活動ができる体制づくりをお願いします。

5 福祉推進員活動に関するQ&A

Q1 推薦はどこが行っていますか？

A 自治会町内会から選出され、地区社会福祉協議会長が推薦します。

Q2 任期はどのくらいですか？

A 任期は2年間となりますが、地区の実情に応じた任期を設定できます。また、再任は妨げません。
前任者が任期満了前に退任され、補充により就任した福祉推進員の任期は前任者の残任期間となります。

Q3 資格はいりますか？

A 特に必要ありません。地区の福祉活動に理解や熱意があれば、どなたでも大歓迎です。

Q4 松江市以外にも福祉推進員制度はありますか？

A 市区町村によって「福祉協力員」「ふれあい活動員」など呼び方もそれぞれですが、住民参加の福祉活動を組織化する目的で、全国の市区町村社会福祉協議会で設置をすすめている任意の制度です。

Q5 手当や報酬はありますか？

A 福祉推進員の活動は、原則として無報酬です。

Q6 活動中に事故があった場合、補償はありますか？

A 福祉推進員は全国社会福祉協議会のボランティア活動保険等に加入していただいております。そのため活動中（活動場所への往復途上含む）の事故については一定の補償があります。事故などがあった場合は、各地区社会福祉協議会へ連絡してください。

6 松江市福祉推進員設置要綱

（目　的）
第1条　住民相互の連携と協働により、「支えあう社会」の実現を図ることで、すべての人が地域の中で孤立することなく、人と人とのつながりのある安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、福祉推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

（職　務）
第2条　推進員は、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。
（１）地区内の福祉ニーズを把握するとともに、民生児童委員、その他関係機関と連携、その課題解決に努める。
（２）小地域ネットワーク活動の推進
（３）地区社会福祉協議会が実施する地域福祉推進事業に参画し、事業推進に向けて積極的な活動を行う。
（４）地区内の関係団体及び住民への連絡・調整
（５）その他地域福祉活動に必要とされる事業への参加、協力

（選　任）
第3条　推進員は、地区社会福祉協議会長の推薦を基本とする。
２．推進員は、松江市社会福祉協議会長が委嘱する。
３．推進員は、地区内において奉仕の精神に富み、かつ地区の福祉活動に理解と熱意を有するものとする。
４．推進員は、各町内会（自治会）に1名以上とし、地区の実情に応じた人数を設定できるものとする。

（任　期）
第4条　推進員の任期は2年とするが、地区の実情に応じた任期を設定できるものとする。ただし、再任は妨げない。
２．補充により就任した推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報　酬）
第5条　推進員に対する報酬は、原則として無報酬とする。

（保　険）
第6条　推進員は、全国社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入する。

（その他）
第7条　この要綱に定めるもののほか、推進員に関して必要な事項は別に定める。

付　則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

参考資料

ご近所見守り

緊急度

	暮らし・近隣	高齢者
見守り 対応 ご近所での見守りチームを作りましょう 民生児童委員と連携しましょう （低い）	● 最近引っ越してきた ● 地域の活動に参加しない ● 今の生活への不満を訴える ● 自治会を脱会した	● 高齢者が高齢者を介護している ● 歩きぶりが悪くなった ● いつも同じ服を着ている ● 少し物忘れが目立つ ● 同じ話を何度も繰り返す ● ゴミの分別ができない
相談 対応 松江市社協地区担当・地域包括支援センター・ふくしなんでも相談所・くらし相談支援センター等に連絡しましょう （中）	● 他者とのトラブルが頻繁にある ● 家から異臭や騒音がする ● ごみがあふれている ● めったに姿を見ない ● 訪問されることを極端に嫌がる ● 夜になっても電気がつかない ● 新聞や郵便物がたまっている ● 周囲にたびたび借金をせまる ● 経済的に困っているという訴えがある ● 食べ物がないと訴える	● 家事ができなくなってきた ● 道に迷ったり、深夜に外出をする ● 同じものを何度も買ってくる ● 季節に合わない服装、不適切な履物を身に着けている ● お金や通帳をなくしたり管理ができない ★ 年金があるのに、お金がないと訴える ★ 高齢者に会わせない ★ 食事を取っていないと訴える ★ 高齢者に冷淡な態度をとる ★ 高齢者を乱暴に扱う ★ 本人が「家に帰りたくない」という
通報 対応 市役所・警察・地域包括支援センター・児童相談所等に通報しましょう ※通報とは… 緊急度が高く早急な対応が必要な場合 （高い）	● 異臭がひどく、害虫が発生する ● 倒壊の危険がある家屋に住んでいる ● 物が飛びかう音、壊れる音がする ★ 頻繁に怒鳴り声や泣き声がする 	● 徘徊で危険な状況を発見 ★ 本人が「死にたい」などと言っている ★ 怒鳴り声、泣き声がする ★ あざ、けがが絶えない

チェックリスト

緊急度に応じて
対応していきましょう！

家族・親族

- 一人で介護や育児をしている
- 高齢者や障がい者が一人で暮らしている
- 最近、配偶者や家族が亡くなった
- 家族の話をしたがらない
- 跡を取る親族がいない
- 親族と疎遠になっている

- 家庭内でけんかが絶えない
- 「家を出たい」等の訴えがある
- 将来への不安を訴える
- 半年以上引きこもっている人がいる
- 仕事と、介護や育児の両立に悩んでいる
- ★ 介護疲れ、育児疲れを訴える

- ★ あざ、けがが複数ある
- ★ 家族が「このままではどうにかなってしまう」と訴える

心身の健康

- 長期間療養中の方がいる
- 一人で外出ができない
- 大きな傷病をした方がいる
- 朝からお酒を飲んでいる
- 周囲との関わりを避ける

- 顔色が悪く体調が悪そう
- 髪、爪、ひげが伸びたままになっている
- 必要な医療を受けていない
- 約束をたびたび忘れる
- 精神的に不調の方がいる
- 最近目立って痩せてきた
- 投げやりな言動が目立つ
- 幻覚、妄想がある

- ふらふらになって外を歩いている
- 家の中で動けなくなっている
- 大声を上げる
- ★ 自分や人を傷つける危険な言動がある
- ★ 顔や手足に内出血や傷がある

子ども

- いつも同じ服を着ている
- 季節に合った服を着ていない
- 親が子どもの話題を避ける
- 友達と遊ぶ姿が見えない

- 友人との間で約束やルールが守れず、トラブルが絶えない
- ★ 衣類や靴、身体が極端に不潔
- ★ 病気がないのに痩せている
- ★ 親が他の大人との接触を嫌う
- ★ 体を触られるのを極端に嫌がる
- ★ 些細な音や刺激で身を硬くする
- ★ 日常的に夜間に子どもだけで留守番をさせている
- ★ 登校時間に姿が見えない
- ★ 家に帰りたがらない
- ★ 親を怖がり萎縮している

- ★ あざ、けが、やけどが複数ある
- ★ 頻繁に怒鳴り声や泣き声がする
- ★ 夜遅くに出歩いている
- ★ 親が平気で子を叩いたり脅す
- ★ 長時間屋外で放置されている
- ★ 子どものけがや病気を放置している

★印は・・・虐待・ネグレクトの危険があり、特に注意が必要

参考資料

なごやか寄り合い事業 支えあいシート

なごやか寄り合い事業は、人との交流や介護予防とともに、閉じこもり・認知症など
早期発見の機会になっています。各会場で気をつけてみましょう。

	気になること	対応方法
からだ	歩いたり、上り下りする時に壁や手すりをよくつかまるようになった。	足腰が弱ってきているかもしれません。 市の介護予防教室もあるので地域包括支援センターやかかりつけのお医者さんに相談してみるよう勧めてみましょう。
	椅子から立つ時に、よく転びそうになる。	
	最近、転びやすい。	
	足が痛い。	椅子を準備しましょう。立ったり座ったりを少なくしましょう。
	最近、急に痩せてきた。	病気が原因の場合もあります。かかりつけのお医者さんに相談することを勧めてみましょう。
	お茶などでよくむせる。	歯医者さんでは歯のことばかりでなく、飲み込みのことなど口に関する相談もできます。また、他の病気が原因の場合もあります。歯医者さんやかかりつけのお医者さんに相談することを勧めてみましょう。
認知・コミュニケーション	耳が遠くなった（聞こえない）。	孤立しないように、筆談を取り入れたり、大きな声でゆっくり話すなど配慮しましょう。耳鼻科受診を勧めてみましょう。
	開催日を度々忘れる。	日時を書いて渡しましょう。 当日に電話や訪問で声かけをしましょう。
	着ている物がチグハグしている。	認知症のはじまりかも。なごやか寄り合いに参加することで、進行を防ぐ効果もあります。引き続き参加できるよう周りで見守ってあげましょう。 地域包括支援センターに相談して今後の支援の方法（かかりつけ医への相談など）を一緒に考えていきましょう。
	同じ話を何度も繰り返す。	
	財布や鍵のしまい場所をよく忘れる。	
	ゲームなど理解ができない。	ゲームが楽しめるようサポート役をもうけ、あまりルールにこだわらずに行いましょう。
	参加していても楽しめない様子だ。	さりげなくその人の気持ちを聞くようにしましょう。
その他	最近、配偶者が亡くなった。	配偶者との別離は精神的なダメージが大きいので、声かけなどをして周りで気にかけてあげましょう。
	よりあいに参加しなくなった。	原因は色々考えられます。介護サービスなど必要かもしれません。民生児童委員さんなどと一緒に様子を聞きに行ってみましょう。
	メンバーが固定していて、入りづらい。	初めての人にも参加しやすい雰囲気づくりをしましょう。

この他にも気になる相談があれば　地域包括支援センター、松江市社協の地区担当職員、市の保健師に相談しましょう。

参考資料

福祉推進員

ふれあいカード

様

年　月　日　：　ごろ

地区福祉推進員　より

メッセージ

私は自治会町内会と地区社会福祉協議会から推薦され、松江市社会福祉協議会の委嘱をうけて、福祉推進員として活動しています。

松江市福祉推進員活動宣言

1.私たちは地域の一員として、誰もが安心して暮らせるまちづくりのために活動します。

1.私たちは身近な相談相手となり、地域を見守ります。

1.私たちは問題を抱え込まず、自治会町内会、民生児童委員、地区社会福祉協議会、松江市社会福祉協議会と連携します。

1.私たちは自分のために、学ぶ機会を大切にします。

1.私たちはお互いに協力し、楽しく無理のない活動をします。

福祉推進員活動の手引き(令和7年3月)

編集・発行

松江市福祉推進員代表者会・松江市社会福祉協議会地域福祉課

〒690-0852 松江市千鳥町70番地
電話 (0852)24-5800 FAX (0852)24-1020